

## 令和元年度消費者庁調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

### 重点的な取組

#### 指針を踏まえて特に改善に取り組む事項

一者応札改善のため、これまで実施していたアンケート調査を継続しつつも、実際には回答率が低いことを踏まえ、一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者に、なぜ、応札しなかったのか、主な要因は何か、当方がどのような点に気をつけていれば、応札する可能性があったのか等のヒアリングを実施する。なお、ヒアリング事項を契約係で作成し、一者応札となった案件の担当課に渡してヒアリングの指示をし、当該調達案件の担当者自身がヒアリングを実施する。

アンケート調査については、一般競争入札 54 件中 6 件の回答があった。また、一者応札案件については、落札決定後速やかに契約係から担当課にヒアリング実施の指示を行い、一者応札案件 15 件全てにおいてヒアリングが実施された。ヒアリングに対する回答では、人員や体制の確保が困難（入札時期により人員等の確保が困難とするものも含む。）とするものが 19 者と最も多く、次いで応札者の条件を満たしていないとするものが 4 者、専門的技術が必要であり実施が困難とするものが 3 者となっており、仕様書記載内容が不十分という意見は 1 者であった。

#### 随意契約の見直し

消耗品等の購入及び印刷製本の一部について、オープンカウンター方式を導入（試行）する。

備品及び消耗品の各 1 件の購入についてオープンカウンター方式による調達を実施し、備品購入は 3 者、消耗品購入については 4 者から見積書が提出されたが、比較できる調達物品が少数のため節減効果は確認できない。

## 共通的な取組

### 調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施する。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善への取組みの検討を行い、改善策の成果を同委員会に報告する。また、一者応札となった個別案件については一覧表を作成しその要因を分析する。さらに、一者応札の改善に向けた研修を行う。加えて、事業者の利便性を図る観点から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を行う。

競争契約案件は54件、711百万円（前年同期55件、3,348百万円）となっており、件数で1件、金額で2,637百万円の減となっている。前年同期と比べ金額が減少しているのは、消費者庁ネットワークシステム更改に係る設計・構築、機器賃貸借・保守等業務の2,080百万円（5年間の国庫債務負担行為）の減等によるものである。

競争契約案件のうち、一者応札によるものは15件（27.8%）、158百万円（前年同期21件（38.2%）、230百万円）となっており、件数で6件、金額で72百万円の減となっている。

これを調達経費別にみると、情報システムは、10件中2件（20.0%）、19百万円（前年同期16件中7件（43.8%）、52百万円）となっており、件数で5件、金額で33百万円の減、調査研究は、22件中10件（45.5%）、110百万円（前年同期21件中11件（52.4%）、157百万円）となっており、件数で1件、金額で47百万円の減、会議開催等業務は、8件中0件（0.0%）（前年同期6件中0件（0.0%）、その他の経費は、14件中3件（21.4%）、30百万円（前年同期12件中3件（25.0%）、21百万円）となっており、件数は増減がなく、金額は9百万円の増となっている。また、前年度一者応札案件について、今年度も同様の調達を行った13件のうち6件が複数者応札となった。このうち、金額の比較が可能な3件では、7百万円（45.7%）の減となった。

さらに、競争入札の平均応札者数は、2.78者（前年同期2.29者）と僅かではあるが増加している。

入札等監視委員会を7月に開催し、審査案件9件中4件が一者応札案件の審査対象となっている。

電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%（前年同期45.5%）であり、電子応札件数も27件、電子応札率50.0%（前年同期9件、電子応札率36.0%）と向上しており事業者の利便性の向上を図ることができた。